

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年10月21日（金）午前11時15分～午前11時40分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 大野慎治 委員 梅村 均
委員 鬼頭博和 委員 水野忠三 委員 黒川 武
委員 榎谷規子

説明者 なし

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
請願第4号	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願	継続審査

◎委員長（井上真砂美君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。9月の定例会において継続審査としておりました請願1件について議題といたします。

請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

去る10月12日岩倉市商工会との意見交換会を行いました。活発に意見交換することができました。主な内容のうち、インボイス制度の実施について登録に向かって進んでいるのが現状であるが、小規模事業者に対して排除とならないように注意していただきたいなどのご意見がありました。本日は委員間討議から入りたいと思います。ご意見等のある委員は挙手を願います。

◎委員（梶谷規子君） 先回の請願の委員間討議の中で、商工会との意見交換会が予定されているので、その意見を聞いてからにしたいということで継続審査にしてもらったわけなんですけど、非常に感謝しています。商工会との意見交換会の中でも、商工会の理事の方はほとんどこの前の出席の理事の方たちは、商店の方とか小規模の方は割と少なかったように思うんですが、自分の所はもう登録が済んだという大手の、大手というか、大企業ではないけど中企業の方達が多かったのかなと思いますが、その方達の中でも、やはり岩倉には年間売り上げ1,000万以下の商店の所が岩倉に多いことや、一人親方の人たち、これまで免除されてきたけれど本当にもろに影響が出てきて大変だと思うというような、非常に危惧された声、また、市の仕事を下請け、孫請けでやっている業者や、市に物品納入している小規模事業所も多いけれども、そこは排除しないようお願いしたいというような意見もありまして、水野議員が中止になればどうなるのかという質問に対しては、もう会社登録はしたという事業所さんだったけれども、別に請求書に番号を記載したというだけで、中止になっても番号が残っているだけで、今までとは変わらないんだというようなことも仰られたように思います。

また、今度、商工会の全国組織の会議が、11月に行われるという予定があるということを会長さんのほうからも言っていて、その中で、インボイス制度を国に対して見直しとか延期などの要望をしていく動きもあるから、12月議会に陳情か請願か、そういった形で来るかもしれないというようなことも言われました。そういった中で、9月議会のこの

請願に対しては、趣旨採択をしていただきたいけれどもどうでしょうか。または、12月議会に商工会さんが陳情か請願か出る予想もある中で、継続審査にして、一緒に議論していくという方向は考えられないかと思うんですが、どうでしょうか。

◎副委員長（大野慎治君） 商工会さんの意見交換の中では、実施の延期、または見直しということは、今まだ50%くらいの方しか進んでないから、そういったことは検討課題であるというのはご意見は出ました。それは事務局からの説明の中でもあったと思います。中止を求めるというご意見はなかったと思います。その中では。だからインボイス制度の実施の見直しや延期という題目であれば、僕はまだ趣旨採択とか、そういった商工会さんの陳情を待ってという話にもなるんですが、その辺のところのお考え自体は、紹介議員の梶谷議員はどのように考えられているのか、そこを、これはあくまでも中止を求める意見書なんですね、その部分のところを紹介議員としてどういうふうにお考えなのかという、意見交換を踏まえて。

◎委員（梶谷規子君） 請願の題名が中止を求めるところでの意見書ということなわけですが、請願趣旨の内容では、1,000万以下の事業所が本当に排除される、本当に大変になっていく、今後廃業の増加も見込まれる、地域経済の衰退を引き起こすんじゃないかというような、中小業者や個人事業者に多大な負担を強いるところでの、請願趣旨の内容は、懸念している内容と同じではないかと考えるものですが。

◎委員（黒川武君） 先だっても請願の審議を行いました。その時陳述人の会長の方から、実施の延期も含めてというふうな口頭でありました。私はその時にその後発言させていただいたのは、我々はこの出てくる請願書の文章を審査するのであって、ここで口頭で言われてもそれはできませんよということなんです。だから実施の延期を求めるということであれば、今出されている請願を取り下げられて、12月定例会で新たにそのことの請願を出されるのも一つの方法であろうかと思いますが、ただ、ことここに至ってなかなかそういうことも時期的に難しいのかなと思うんですが、先ほど梶谷委員が冒頭言われたように、商工会のほうも現在登録されている率が愛知県で50%達していないんですよ、8月末現在43.8%ですか、ということ。市内はどのくらいか分かりませんが、まだまだやっぱり迷って見える事業者の方もいるだろうなということと、やっぱり1,000万円以下の免税事業者の方の扱いも大変難しいところがあると、そんなような発言も先だって意見交換会の中であったと思

いますので、やはり我々ももう少し商工会のその辺のお考え方をしっかりつかむ必要があるだろうなと思います。そういう意味合いでは本日の段階で結論を出すのはまだ待っていただいて、継続審査にして、その辺の情報等も把握しながら結論を導き出さなければいけないなということです。従って先ほどの榊谷委員のおっしゃられた趣旨採択はどうかと言われても、趣旨採択の中ではっきりと実施は中止すべきであると言っている以上は、趣旨採択は私には賛同はできません。

◎委員（水野忠三君） 関連しますが、中止と、実施の延期とか実施時期の見直しというのはちょっと違うのではないかというふうに思います。そもそも消費税が導入される際にこのインボイス制度は行われるべきで、消費税最初の3%でスタートした時から、インボイス制度あるいはそれに類するものは行われるべきであったのが、当時の政治的な配慮によってインボイス制度というものは行われなくて、益税かどうかというような問題も生じるようになった。その政治的な経緯というのは、消費税を導入するためになるべく反対を少なくしようという政治的な配慮で行われたものであって、本来このインボイス制度というものは行われているべき制度だとは思いますが。その上で、経済状況とか個人事業主とか小規模事業者の負担ということで、実施の延期、実施時期の見直しというところについては、検討する可能性はあると思います。岩倉の商工会さんの意見書等、あるいは陳情、請願などが出てきた場合には、そういう事も含めて検討されるべきだと思いますが、中止と言われると、インボイス制度が間違っているというようなニュアンスも含んでくる可能性があると思いますので、中止ではなくて、実施の延期あるいは実施時期の見直しということで、もちろん請願するかしないかは自由意志でございしますが、中止ではない形で中止ではない表現で、請願をされるべきではないかなというふうに私は考えます。

◎委員（鬼頭博和君） 今、中止を求める意見書の継続審査ということと、趣旨採択ということで意見が出たんですけれども、私としては実施中止ということになると、これまで進めてきた公正な納税の環境整備というか、そういったものが損なわれるということもありますし、この機会によってIT化が進むというメリットもあるわけなんですよね。電子インボイスを導入することによって、これまで紙でやってきたものがデータ化される、こういったいい面もあります。中小企業がIT化を進めるために現在こういったものについての国からの補助金ですね、ITの補助金とか、持続化給付金のそういったインボイス枠、こういったようなも

のも今設けられているわけで、こういった機会に転換をしていくというのは重要なことであるというふうに考えます。ただ、その今おっしゃられたように、1,000万以下の小規模な事業者、個人事業主の方にとっては、非常に負担が増えてくるんだらうということもありますので、中止というよりは、特例措置とかそういったものを導入していただくとか、また先ほど出てきました延期とか見直し、そういった形で進めていくのがいけないではないかというふうに私は思いますので、今回のこの意見書についてはちょっと賛成はできません。

◎委員（梅村均君） 私の意見も述べさせていただければ、まずこの請願はこれまで出ている通り、文面に中止すべきということが書いてあり、趣旨の所に書いてありますので、中止すべきかどうかで判断していくべきものかなというふうで捉えています。あと、今日結論を出すのか、商工会の何かが出てくるかもしれないということで、そこまで待つかということでもありますけども、どういったものが出てくるかちょっとまだはつきりはしていない部分はありますけれど、なんとなく意見交換で予測もついたところもありますけど、ただ正確にははっきりしていないので、そういったものを待ってやるのもいいとも思いますけども、結論をつけてもいいのかなと、ちょっと決めかねて、どちらでも私はそんなこだわりはないですけども、結論出すなら出してもいいし、継続でもう少し様子を見るなら見てもいいという、両方考えはあります。

◎委員（梶谷規子君） 今、継続してもいいんじゃないかという委員の方がおふたりみえましたので、中止を求めるという表題であっても請願趣旨の内容では、本当に賛同できる内容があるんじゃないかと思ったんですが、中止を求めるという以上という意見で、趣旨採択は無理ということがわかりました。12月議会に商工会が全国の11月に行われる会議を経て陳情なり請願なり出た場合に、そこで審議をしていくわけですので、継続をしていただいて一緒に審議という形ではいけないでしょうか。そういう提案をさせていただきたいです。

〔暫時休憩〕

◎委員長（井上真砂美君） 意見が出し尽くしたようですので、委員間討議を終結し、次に討論に入ります。

〔暫時休憩〕

◎委員長（井上真砂美君） ただいま委員間討議の中で、継続審査を望む声が出てきておりますが、委員の皆さまいかがでしょうか。

◎副委員長（大野慎治君） 貴重なご意見でございますので、私も商工会さ

んの陳情または請願が出てくる可能性が高いものですから、継続審査という形で落ち着いた方がよろしいのではないかと。採決取ることも大事ですが、その状況を見て判断したほうがよろしいかと思えます。

◎委員長（井上真砂美君） 継続審査という声が出ておりますが、他の委員の意見を求めます。

◎委員（水野忠三君） 中止にこだわらずに、実施の延期とか実施時期の見直し、あるいは小規模事業者等に特段の配慮ということで、幅広く意見書を検討するというのであれば、継続でもいいと思えますが、あくまでも中止という文言にこだわられるのであれば、この場で採決すべきだと思います。

◎委員（鬼頭博和君） 私も水野議員と同じ意見です。この中止を求めるといふ意見書をそのまま持ってきてもらっても、多分賛同はできないと思いますので、今言われたような、延期とか、そういった文言に変えていただくなりかと思えます。

◎委員（黒川武君） 冒頭紹介議員の榊谷議員が趣旨採択か、あるいは継続審査でということと言われたわけなんですよ。で、趣旨採択は無理だと彼女は判断したんですよね。そういう意味合いで言うと、継続審査して引き続き商工会などのそういった動向を見ていきたいということなんです。12月定例会までまだ期間があるじゃないですか、1か月以上。我々としても必要な努力をせないかんと思えますよ。だからそういう意味合いでは引き続き継続審査をしていくと、今日は結論を出さずに、そういうことで今日の所はおいてはどうでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） 黒川委員よりも継続審査というような話が出ております。これが出てからは皆様方も結構いろいろ情報のほう集められたと思うんですけど、継続審査ということで、進めていくということでもよろしいですか。

請願第4号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願というのは、全員ということでいいですか、全員一致で継続ということに決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。